

交通事故による損害賠償（後編）

Q

交通事故に伴い、休業を余儀なくされた場合、その損害賠償基準はどのようになるのか詳しく教えてください。

A

前回にひきつづき様々な立場による休業損害（=休損）について説明します。

1. 家事従事者

家事従事者とは、性別・年齢を問わず主婦的業務=家事労働に従事する者をいいます。家事労働も財産的評価をすることができ、受傷のために家事労働に従事できなかった期間につき休損を請求することができます。算定の基礎となる収入の額は、賃金センサスによる同年齢女子労働者の平均賃金によります。パート収入がある場合でもこれを加算しません。

困難なのは、治療が長期に亘る場合に、どの程度家事労働に従事できなかったという点です。例えば6ヶ月の通院期間で考えてみましょう。全期間を通じて毎日通院ということはまずなく、初期のころは毎日ないしは1日おきぐらいの通院から、だんだん通院回数が減り、最後のころは月に2~3回程度の通院となり、治療ないしは中止（医師から治ったと言われる前に通院しなくなる場合を考えれば良いと思います）に至ります。このような場合、段階的に休損を減ずる方法と、全期間にわたって一定割合に減額する方法とがあります。

受傷の部位・程度、治療状況などから判断されることですが、特に主婦の場合、通院を我慢し無理をして家事に当ることも少なくなく、実態を反映しづらい困難があります。医師に正確な病状を一定期間ごとに証明してもらうしかありませんが、これにも限界があります。

代替労働力、例えば家政婦を頼んだ場合はその実費が損害となりますが、家事従事者の休損は出ません。知人・友人に家事を頼んだ場合と職業家政婦を頼んだ場合とで金額に相違ある場合もあります。（職業家政婦の方が高額になりがち）。例えば勤めている娘が勤務先を休んで家事に従事した場合、平均賃金によるか、勤務先の給与の額によるか（休んだ分給与が支給されない。賞与・昇給にも影響なしとはいえないであろう）、職業家政婦料金によるか。当事者（加害者と被害者）の負担の衡平（公平）の観点から、給与が職業家政婦料

金より高ければ職業家政婦料金程度が認められましょう。

2. 学生など

学生・専門学校生に休損は発生しないのが一般的ですが、継続的なアルバイト収入があれば休損として認められます。治療が長期に亘ったために卒業ないしは就職が遅れた場合に、その期間の得られるべき給与が休損として認められます。また、休損とは違いますが、長期の治療のために留年を余儀なくされた場合に、その分の授業料および通学交通費、卒業及び教科書代が併せて認められた例があります。

医学部に通学中の学生の死亡事故で、医師の平均賃金または医師の平均収入を請求したのに対して、大学のレベルと当該学生の成績などから、確実に医師となるとの証明がないとして、大学卒の平均賃金で逸失利益を算定した事例があります。受傷と後遺障害の程度によって医師を断念することもあり得ますが、このような場合の参考になります。

3. 無職者

失業中の者には休損が認められていないのが原則です。ただし、就職が内定している場合には、治療期間中に就職することが確実であればその時点からの休損が認められます。職業訓練校に通っている場合で、職業訓練校を終えれば就職の確率が高い場合などは困難な問題がありますが、その時の社会情勢にもよります。免許事業を無免許で営業している者は必ずしも無職者ではありませんが困難な問題があります。外国人の無許可就業（違法就労）の事例も同様ですが、在留期間中無許可就業による収入を認めた裁判例があります。

4. 定収のある者・無収入の者

利息収入、地代・家賃収入、恩給・年金、生活保護などで生計をたてている者、幼児・学童など、現に労働の対価として収入を得ていない者については休損はありません。